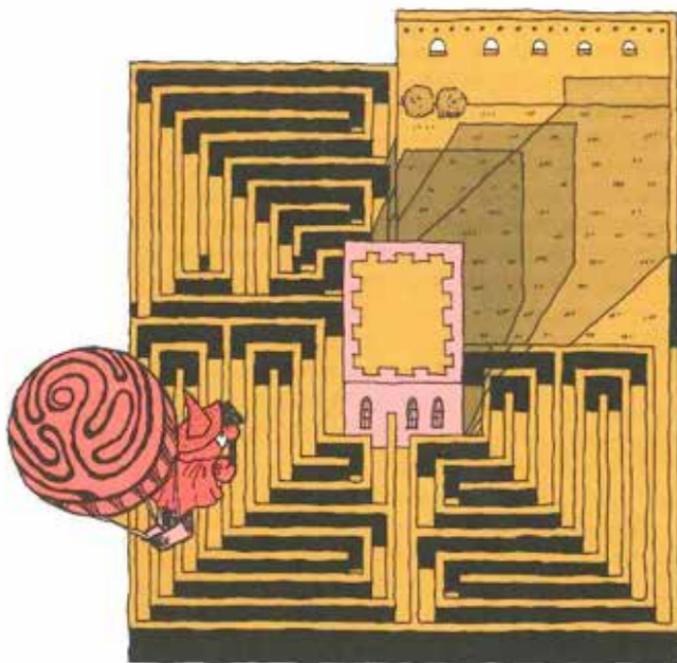


【建築士受験】  
建築法規  
スーパー解説術

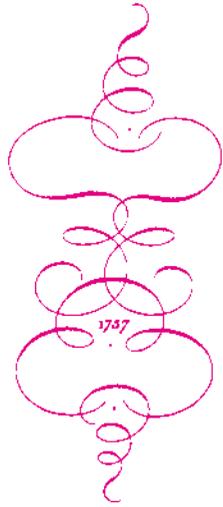
【新訂第4版】



条文の読み込みと試験での早びきに  
対応した実戦的なマニュアル。  
法令集活用のための徹底ガイド

原口秀昭一著  
彰国社

# 【建築士受験】 建築法規 スーパー解読術



新訂第4版

原口秀昭 著  
彰国社

はじめに

## 法規の勉強は法令集で！

1級建築士試験，2級建築士試験の試験場には，法令集が持ち込み可能である。また実務の設計でも手引書だけではなく，最終的に法令集でチェックすることが多々ある。ならば，法令集を読み込んで勉強し，徹底して引く練習をする必要がある。司法試験受験者にとって，条文，判例，過去問が三種の神器といわれている。建築士受験者にとっては，判例はいらないが，条文と過去問は絶対避けては通れないものである。

それにもかかわらず入門書の多くは，建築基準法の内容に関する説明だけに終わっている。受験参考書も，内容の説明の次には問題演習に移り，法令集を引けるようになるものは少ない。もっと実戦的かつ実践的な勉強をしないと，いつまでたっても建築法規はあなたのものにはならない。

本書は法令集をいかに速く引くか，いかに条文を読むか，いかに問題を解くかに関して，集中的に記述している。参考書を漫然と読んで勉強している気になっている人に，この本は大いに役に立つだろう。

## インデックスを研究しろ！

法令集を引けるようになるためには，インデックスの付け方を研究しなければならない。建築基準法でよく引く重要な項目だけでも，インデックスは60前後となる。さらに，その60のインデックスを色分けして分類整理し，法令集の各部にグルーピングして付ける必要がある。インデックスは重なって後ろのものが見えなくならないように，出る長さや位置を変える必要もある。本書は章扉の**INDEX!**で能率的なインデックスの付け方を徹底的に示し，すばやく法令集が引けるように伝授する。ここで記したインデックスの方法は，日本一速く引け，さらにわかりやすいものであると自負している。

## 条文どうしの関係をつかめ！

建築基準法ほど読みにくい法律はないのではなかろうか、とつい思ってしまうほど読み込むのは面倒で、難解である。常に別表、施行令、告示など多くの部分と見比べながら、条文を読んでいかなければならない。手引書でわかっても、実際に法令集を引くことができない原因のひとつにこれがある。そこで条文どうしの関係や流れを理解することが、読む前にまず必要である。

本書では**条文 CHART!**で条文の関係、流れを示し、条文を細かく読み進める前に、全体像が理解できるように配慮している。

## 条文をチェックしろ！

条文は施行令などを参照しながら読まなければならないばかりでなく、その文章自体も、かっこが多く、なかには二重にかっこが打たれている例もあり、さらにただし書などもあって、非常に読みにくい。民法などよりも読みにくいというのが、正直な印象だ。

そこで本書では、**条文 CHECK!**において重要条文を取り上げ、それをテキストとすることにした。条文には、直接解説や説明図を加えて、条文を読みながら内容が理解できるようにしてある。読者は自分の法令集と本書を見比べながら、本書を参考にアンダーラインを引きながら、各条文とそこに書き込まれた解説を読んでいだけでよい。アンダーラインを引くにしろ、その条文を適用するための条件（これを要件という）、その適用の内容、ただし書や除外規定、数字、用途地域などを場合に分けてラインの引き方や色などを変えた方がよいだろう。そのため、線種を数種類用意して、読者がそれらを参考に線引きすればよいように配慮した。

## 重要事項はなるべく暗記！

実務を何年もやっていると、重要な事項はだんだん覚えていって、法令集をいちいち引かなくなるものである。法令集を引くときは、数字のチェックなどのときだけになり、その数字もメインのものは記憶してしまう。入門者にそれを期待するのは無理であるが、重要なもの、覚えやすいものは、最初から暗記してしまった方が速い。

本書では**MEMORY!**で重要事項を覚えられるように、語呂合わせを揚げておいた。これでどんどん記憶して、建築法規を得意分野にしてほしい。暗記には語呂合わせが最も優れている。それは『1級建築士受験スーパー記憶術』、『2級建築士受験スーパー記憶術』なども参考にしてほしい。少なくとも3回以上は**MEMORY!**を繰り返して読んで覚えてしましてほしい。

## 過去問題で何度も演習！

インデックスを付け、条文も線引きしながら読み込んで、重要なものは暗記しても、それだけではなかなか法律はマスターできない。英語も数学も問題を解きながら理解を深めていく。建築法規もまったく同様であり、演習を何度も繰り返して自分のものとなる。

本書では**EXERCISE!**において、各項目に対応するように建築士資格試験の過去問題を掲載している。本書では問題のすべての選択肢に親切な解説を付けてあるので、安心して解答することができるだろう。この**EXERCISE!**を最低2回は解いて、法令集の引き方を確実に覚えてほしい。

## さあ法令集を読み始めよう！

**INDEX! → 条文 CHART! → MEMORY! → EXERCISE!**の順に読み進み、自分の

法令集に手を加えていだけでよいように本書は構成されている。試験直前の人を除いて、いっぺんにインデックスを付けようと思わずに、順々に進めていってほしい。その方が理解が深まるはずだ。建築法規を征服するポイントは3つ。始めること、楽しむこと、続けること (Begin, Enjoy, Continueの頭文字からBECの法則と名づけている)。重要度もこの順番である。この3つは、本書を手にした瞬間から常に心がけてほしい。

それでは今すぐに法令集を読み始めよう。すぐに取り掛かることが、何といっても一番重要である。今すぐ始めよう。あなたは確実に力を付けていこう。

## 新訂第4版の出版にあたって

本書は、1997年の初版以来、約20年間、ロングセラーになっており、掲載条文や過去問も何度も何度も入れ替えてきている。この度、耐火建築物等とすべき特殊建築物の27条、それに対応する特殊建築物の別表1、防火地域等による制限の61条、62条などの改正に対応するため、3回目の大幅な改定を行った。新傾向問題も多数収録し、法改正部分は過去問の修正を施した。

大学や資格予備校で建築法規を教えてきたが、まず基本的な部分や法令集の読みにくさでつまづく学生も多い。本書は大学の授業でもテキストとして使っているので、解説やイラストの改善、追加は躊躇なく行っている。また学生の意見、たとえば「インデックスはこう付けた方が使いやすい」、「この語呂合わせは不要」、「この部分はもう少し解説してほしい」などから、教わることも多い。そのような実践的な知恵や工夫も、大幅に取り入れている。

改正された部分以外にも多くの加筆修正を施し、大幅にバージョンアップすることができた。建築士受験生ばかりでなく、合格した後の実務でも使えるマニュアル本になったと自負している。本書のほかに拙著『ゼロからはじめる建築の[法規]入門』は、イラストとマンガで法規の全体像を頭に入れる入門書として書いたもので、そちらも授業で使っている。ぜひ合わせて参考にしてほしい。読者の方々には、これらの本を十二分に活用して、目的を達成してほしい。

2017年1月 原口秀昭

建築基準法との対応!

## ◆目次

### 1章 総則

- はじめに……3
- 本書での略号……8
- 本書を使った勉強の進め方……10
- 0 インデックスの付け方、線の引き方……11
- 1 建築基準法のアウトライン……19
- 2 別表……27

### 2章 単体規定

- 3 用語の定義……33
- 4 確認手続き……67
- 5 採光、天井高、床高、界壁の遮音……87
- 6 換気……109
- 7 避雷針、便所、その他設備……129
- 8 階段……135
- 9 廊下、屋外への出口、屋上広場、手すり……149
- 10 歩行距離、2以上の直通階段、避難階段……161
- 11 非常用エレベーター、非常用進入口……187
- 12 耐火建築物、防火地域、耐火構造、防火戸……195
- 13 大規模建築物、木造建築物などの防火規定……217
- 14 内装制限……229
- 15 防火区画……239
- 16 排煙設備、非常用照明装置……257
- 17 無窓……269
- 18 構造計算、各種構造……273

### 3章 集団規定

- 19 道路……291
- 20 用途制限……309
- 21 面積制限……333
- 22 高さ制限……371
- 23 総合設計、地区計画、建築協定……419
- 24 バリアフリー法……433
- 25 耐震改修促進法……439

### その他 関係法規

- 26 建築士法……443
- 27 建設業法……455
- 28 都市計画法……459
- 29 消防法……471
- 30 品確法……477
- 31 省エネ法……483

1, 11, 21, 31

2, 12, 22

3, 13, 23

4, 14, 24

5, 15, 25

6, 16, 26

7, 17, 27

8, 18, 28

9, 19, 29

10, 20, 30

↑  
各章の早引き  
INDEX!

【問】 建築基準法が全部、または一部適用除外になる4ケースは？

- 【答】 ①国宝、重要文化財等（法3・1）、伝統的建造物群保存地区内（法85の3）、景観重要建造物（法85の2）  
 ②既存不適格建築物（法3・2）  
 ③簡易な構造の建築物（法84の2）  
 ④仮設建築物（法85）

【暗】 **伝統ある簡易な仮設建物**

国宝 ① 既存 ② 簡易 ③ ④

簡単な仮設建物は、日本の伝統にある！ 花見やお茶のしつらえ、祭のやぐらなど。

- ・①で注意すべきは、法3・1・三「保存建築物」、四「原形の再現」では建築審査会の同意が必要となること。
- ・②：法の施行や適用の際、すでに存在するか工事中である建物。既得権の考えからそれらは基準法に反していてもOK！
- ・③：壁のない自動車庫庫、屋根を帆布としたスポーツ練習場などは、防火など一部の規定のみ適用されない。
- ・④：災害時の応急仮設建築物、工事現場の仮設事務所、仮設サーカス小屋（興行場）、仮設店舗などは、法6（確認申請）、法3章（集団規定）などの適用除外か、大幅緩和が受けられる。よく出題されるのは、「災害があった場合に建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の敷地は、道路に接しなくてもよい。」という問題。基準法3章適用除外のため正しい（○）答えだが、救援活動のために接道すべきと、一般常識で判断しやすいので注意すること。
- ・法85には「仮設」（中インデックス）として、区分ナンバー2にインデックスを付けてもよい（p.67参照）。

## 別表

立法趣旨：特殊建築物の分類，用途制限，道路斜線の係数，日影規制の係数，防火対象物の分類を表組みに整理し，提示する。

### INDEX!

別表 → 法別表1

基準法の最後に付いている。法別表2は、別表のインデックスをめくると見ることができるので、インデックスはひとつでよい。法別表3は、高さ制限（p.371）のインデックスで付けるので、ここでは付けない。

児童福祉 → 令19・1

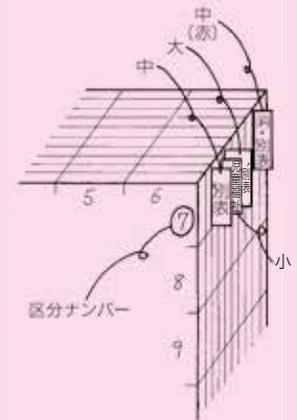
令115の3・一の児童福祉施設等は、ここに列挙されている。令19・1の条文の最後、カッコ内の「児童福祉施設等」にマーカーを付けておくこと。「別表'」のじゃまにならないように小インデックスとする。

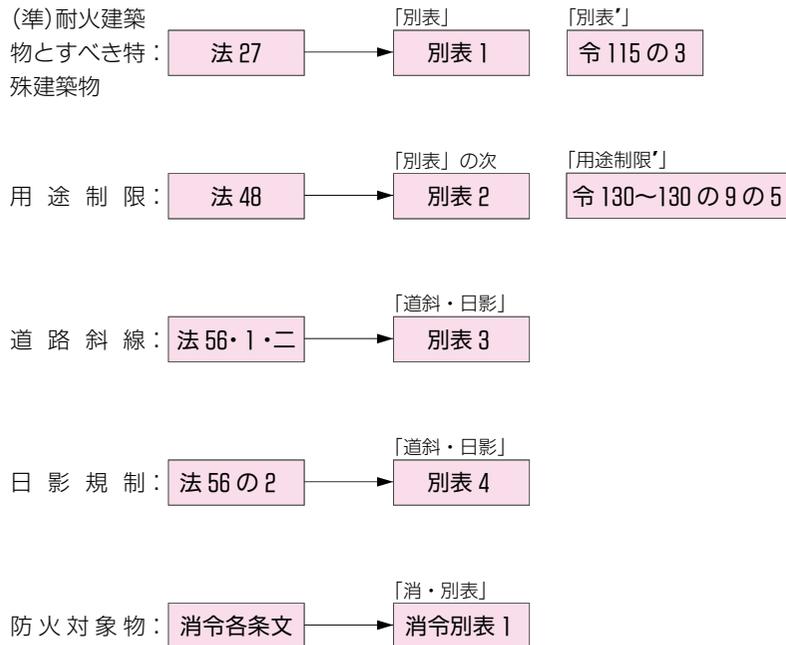
別表' → 令115の3

別表の続きという意味で「別表'」とする。別表1を補うものであり、「別表」にないときはすぐに「別表'」を見る習慣を付けること。「別表」（中インデックス）と「別表'」（大インデックス）は、一体として見るようにする。

消・別表 → 消令の最後に付いている。

基準法の別表と離れたところがあるので、インデックスの出は別表と同じでもかまわない。「消・別表」だけ色鉛筆で赤く塗る。





## 「別表」

- ・インデックスは、まず別表から付ける。何といっても別表はよく引くから、右上肩の最も目立つところに付ける。
- ・別表 1：耐火建築物、準耐火建築物にすべき特殊建築物の表だが、内装制限、排煙などにも関係する。別表 1 の(1)～(3)項用途くらいは記憶してしまうとよい。
- ・別表 2：別表 1 の次が別表 2 だから、インデックスは「別表」としてひとつにまとめる。別表 2 は各用途地域における用途制限の表。
- ・別表 3：別表 3 は道路斜線の表であり、「道斜・日影」というインデックスを高さ制限 (p. 371) と同じゾーンに付けるので、ここではインデックスを付けない。
- ・消令の別表：各用途の建物が、どの項の防火対象物になるかを示した表。別表で何項に該当するかを見て、次に消令の各条文を見て、スプリンクラーや消火栓などが必要か否かを判断する。
- ・「別表'」としての令 115 の 3 は、p.31 のように表組みにして見やすくしておくこと便利。条文の号数と、別表 1 の項を間違えやすいので、項の方にマルを付けておくことよい。「別表'」は別表 1 で見つからないときに必ず見るくせをつけておくこと。
- ・(準)耐火建築物とすべき特殊建築物の法 27 の条文ナンバーは、覚えておくこと便利。

**特殊な津波**  
 特殊建築物 27 条 (two)

【別表】 法別表第 1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第 6 条，第 27 条，第 28 条，第 35 条—第 35 条の 3，第 90 条の 3 関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分 (1)項の場合にあつては客席，(2)項及び(4)項の場合にあつては 2 階，(5)項の場合にあつては 3 階以上の部分に限り，かつ，病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計
大勢の人が集まる施設 →	(1) 劇場，映画館，演芸場，観覧場，公会堂，集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	200 m <sup>2</sup> (屋外観覧席にあつては，1,000 m <sup>2</sup> ) 以上	
宿泊する部屋のある施設 →	病院，診療所（患者の収容施設があるものに限る。），ホテル，旅館，下宿，共同住宅，寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	300 m <sup>2</sup> 以上	
文化・スポーツ施設 →	学校，体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
商業施設 →	百貨店，マーケット，展示場，キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階	500 m <sup>2</sup> 以上	
	(5) 倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		200 m <sup>2</sup> 以上	1,500 m <sup>2</sup> 以上
	(6) 自動車車庫，自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3 階以上の階		150 m <sup>2</sup> 以上

(は)欄の「(1)項の場合にあつては客席」と対応する部分，「200 m<sup>2</sup>」，「1,000 m<sup>2</sup>」に同じ色のアンダーラインを引いて，200 m<sup>2</sup>以上が客席とすぐわかるようにする。(2)，(4)，(5)項も同様。

大勢の人が集まる施設 → (1)

宿泊する部屋のある施設 → (2)

文化・スポーツ施設 → (3)

商業施設 → (4)

対応がはっきりするように，同じライン (または色) を付けておくとか見やすい。

【別表'】

【耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物】

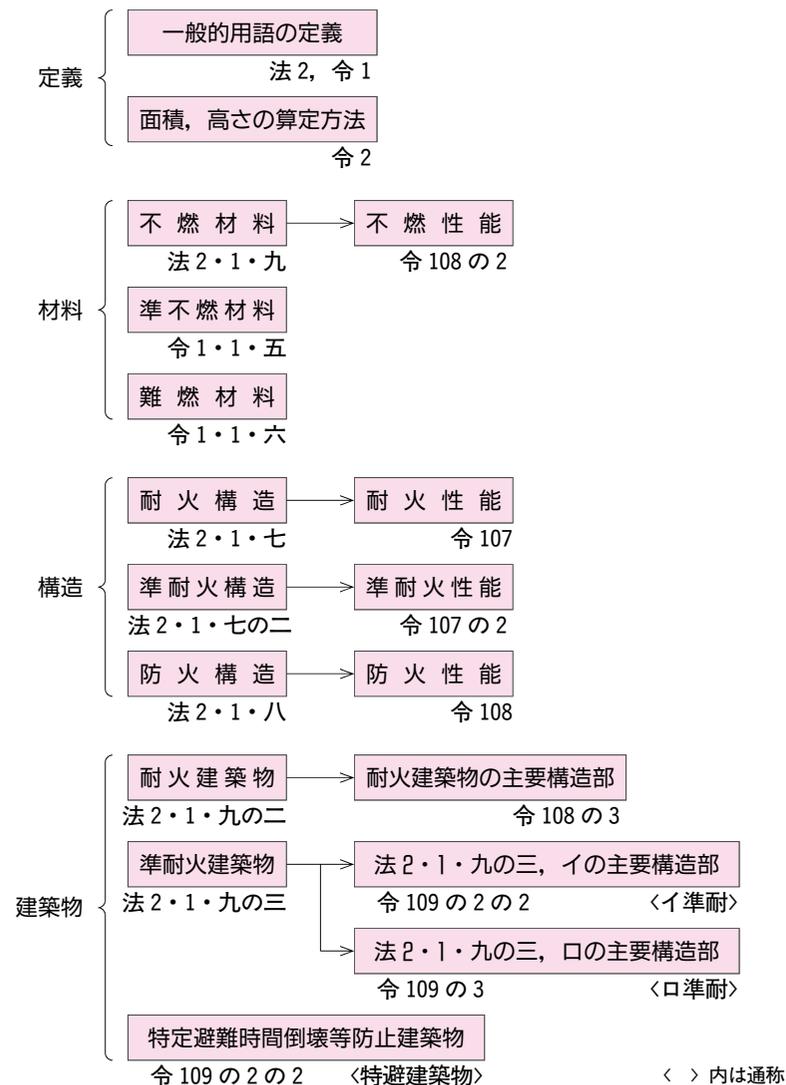
令第 115 条の 3 法別表第 1 (い)欄の(2)項から(4)項まで及び(6)項（法第 87 条第 3 項において法第 27 条の規定を準用する場合を含む。）に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは，それぞれ次の各号に掲げるものとする。

✕ (2) 項の用途に類するもの	児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ）
✕ (3) 項の用途に類するもの	博物館，美術館，図書館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場
✕ (4) 項の用途に類するもの	公衆浴場，待合，料理店，飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が 10 m <sup>2</sup> 以内のものを除く。）
四 (6) 項の用途に類するもの	映画スタジオ又はテレビスタジオ

別表 1 の項に対応。○を付けておく。

号の数は，別表と対応しないので，×を付けると間違わない。

線で囲んで表組みにすると見やすい。



「定義」

【用語の定義】

法第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一号（1項の表示は省略される）  
号数は必ず漢字であることを覚えておくこと。  
「号→一」

併合

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの〔（これに類する構造のものを含む。）〕、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設〔（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）〕をいい、建築設備を含むものとする。

選択  
門や塀が独立して建っていても、建築物ではない。

線路をまたぐ橋

建築設備も建築物。建築設備は三号にある。

くわしい内容は、「別表」、「別表」を見る。



二 特殊建築物 学校〔（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）〕、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

（建築設備）建築物

特殊建築物に事務所は含まれていないので注意！その他、住宅、市役所、神社、仏閣も含まれない。

スプリンクラーは建築設備。防火シャッター、防火戸は消火の機能はないので、建築設備ではない。

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

エレベーター

事務所は居室。トイレ、廊下、納戸は居室ではない。住宅の台所は継続的に使用しないので、居室ではない。仕切りのないダイニングキッチンも居室。

四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

【問】 事務所は特殊建築物で（ある，ない）

【答】 ない

【暗】

**OLは特殊ではなくなった**

事務所 特殊建築物ではない



・「事務所，市役所，研究所，神社，仏閣，住宅」は特殊建築物ではない。その他はほとんどの場合，特殊建築物となる。研究所も特殊建築物ではないが，学校の一部としての研究所の場合は特殊建築物となる。事務所はよく出題されるので注意すること。

主に防火上の用語。令1の「構造耐力上主要な部分」は構造上の用語

- ・RC造平家建の床は最下階の床なので，主要構造部ではない。
- ・基礎は主要構造部ではない。
- ・構造耐力上主要な部分との違い，ひっかけ問題に注意する。

五 **主要構造部** 壁，柱，床，はり，屋根又は階段をいい，[建築物の構造上重要でない間仕切壁，間柱，附け柱，揚げ床，最下階の床，廻り舞台の床，小ばり，ひさし，局所的な小階段，屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。]

六 **延焼のおそれのある部分** 隣地境界線，道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物[(述べ面積の合計が500m<sup>2</sup>以内の建築物は，一の建築物とみなす。)]相互の外壁間の中心線から，1階にあつては**3m以下**，2階以上にあつては**5m以下**の距離にある建築物の部分をいう。ただし，防火上有効な公園，広場，川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。

よく出題されるので注意する。

[ ]部分が除外規定

火は上に行くほど広がるので，3m → 5mと大きくなる。

- ①隣地境界線
- ②道路中心線
- ③外壁間中心線

